

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の概要について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき、福祉・介護職員の収入を2%程度(月額6,000円相当)引き上げることを目的として、下記のとおり補助事業を実施する予定です。交付申請を予定される事業所等におかれましては、対象事業所、要件等をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、下記の内容は、現時点における厚生労働省及び子ども家庭庁からの情報に基づくものであり、今後、変更等の可能性があることにご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 事業の概要

(1) 交付対象期間

・令和6年2月～5月

(2) 対象事業所

・下記①、②をいずれも満たす障害福祉サービス事業所等

①交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(以下、「ベースアップ等加算」とする。)を算定していること。

※ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。

②令和6年2・3月(分の給与等)から本交付金の要件を満たすように賃金改善を実施する障害福祉サービス事業所等

※賃金改善に係る本交付金の要件については、下記(5)をご参照ください。

(3) 交付額

・サービス別に設定された交付率(別紙一覧表のとおり)を障害福祉サービス等報酬総額に乘じて得た額を交付します。

(注)各職員に一律6,000円を交付するものではありません。

交付額 = 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額 × サービス類型別交付率
--

(4) 賃金改善の対象となる職員

・本交付金の対象となる障害福祉サービス事業所等に勤務する福祉・介護職員

※ただし、事業者の判断により、福祉・介護職員以外の職員を対象に加えることができます。

(5) 賃金改善の要件

※主な項目を記載しておりますので、詳細については、実施要綱をご確認ください。

①賃金改善の実施

・交付額に相当する賃金改善を実施すること。

②賃金改善の開始時期

・原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施すること。

※就業規則等の賃金計画の変更に時間を要する等、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限って、令和6年3月分と一括して行うこともできます。

③賃金改善の方法

・職員の区分ごとに、令和6年4月・5月賃金改善の合計額の3分の2以上を月額賃金の引き上げに充てること。

2 今後のスケジュール（予定）

① 事業者において2・3月分の賃金改善又はその準備

② 処遇改善計画書の提出（事業者→県）

※賃金改善の見込額等の計画書を4月15日までに提出していただくことを予定しています。

③ 交付金の支払い・受領（県→事業者）

④ 処遇改善実績報告書の提出（事業者→県）

3 問合せ先等

本補助金を活用した処遇改善の実施については、コールセンターが設けられておりますので、ご不明な場合にご活用ください。

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金等厚生労働省コールセンター
電話番号：050-3733-0230（受付時間：9:00～18:00（土日含む））

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担当	高 田
電 話	058-272-1111 内 3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		